

廃棄物焼却炉の規制について

埼玉県生活環境保全条例

埼玉県環境部大気環境課

埼玉県では埼玉県生活環境保全条例に基づき廃棄物焼却炉の規制を行っています。

1 規制対象となる廃棄物焼却炉（条例第49条、別表第2第1号の表7の項）

事業所に設置している（設置しようとする）以下の廃棄物焼却炉

廃棄物焼却炉の種類	規模
廃棄物焼却炉	焼却能力200kg/時未満 かつ 火格子面積2m ² 未満
金属の回収を目的として金属に付着している油、樹脂等を焼却する 廃棄物焼却炉(金属回収炉)	全て 〔 焼却能力200kg/時以上 又は火格子面積2m ² 以上の施設を含む。 〕

2 設置等の届出（条例第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項、第4項、第58条第5項）

- ①届出の種類、要件及び期日については、表1のとおりです。
- ②届出先は、県環境管理事務所又は事務移譲市です。（P.7参照）
- ③届出書提出部数は2部です。（控えが必要な方は余部を持参してください。）
- ④届出義務等の違反は、罰則の対象となります。

表1 条例に基づく届出

届出の種類	届出を要する場合	届出の期日
設置届	施設の設置	事前に（最大60日間の設置工事実施制限がかかります。）
使用届	条例施行時（H14.4.1）に設置されていた施設の使用	速やかに ※埼玉県公害防止条例に基づく届出をしていた施設は不要
変更届	施設の構造等の変更	事前に（最大60日間の設置工事実施制限がかかります。）
使用廃止届	施設の廃止	廃止日から30日以内
氏名変更届	代表者・社名等（名称、住所、所在地）の変更	変更日から30日以内
承継届	施設の譲渡・相続・合併等	承継日から30日以内

3 定期的な排出ガスの測定 (条例第69条、規則第49条第1号、別表第4、別表第8)

表2に記載された頻度でばい煙濃度等を測定し(小規模焼却炉を除く)、その結果を記録し、その記録を3年間保存しなければなりません。記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合は罰則の対象となります(ダイオキシン類を除く)。

測定結果の未記録等の違反：30万円以下の罰金

なお、排出ガス測定が必要な焼却炉の煙突には、測定のための測定孔(下記参照)を必ず設置してください。また、測定のための足場等の設置にも配慮してください。

※ **小規模焼却炉**：(火格子(又は火床)面積が 0.3m^2 未満であり、焼却能力が1時間当たり 30kg 未満であり、かつ、燃焼室容積が 0.42m^3 未満の廃棄物焼却炉)

表2 排ガス測定の頻度

項目		回数	備考
濃度	ばいじん	年に2回以上	排出ガス量が $4\text{万m}^3/\text{時}$ 以上の施設の場合は、2月に1回以上
	塩化水素		
	ダイオキシン類	年に1回以上	ダイオキシン類の排出基準が適用される施設
量	硫黄酸化物	2月に1回以上	硫黄酸化物排出量が $10\text{m}^3\text{N}/\text{時}$ 以上の施設

(注1) 排出ガス測定は排出基準が定められている施設に限ります。

(注2) 小規模焼却炉は排出ガス測定の義務はありません。

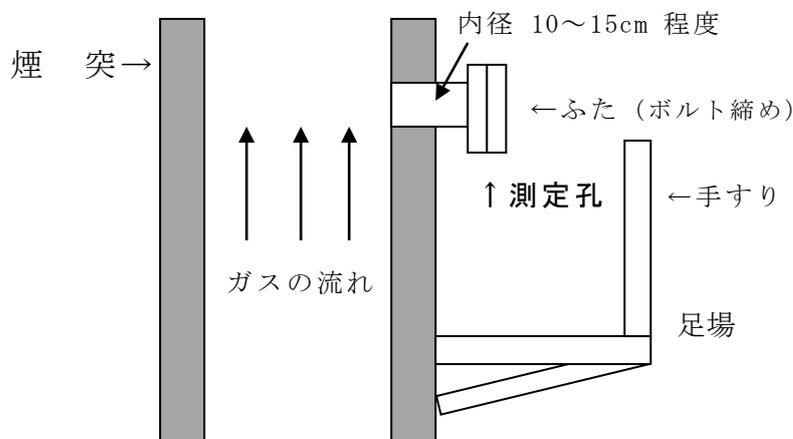
(注3) 測定業者の紹介・問合せ先：(一社)埼玉県環境計量協議会(TEL 048-646-5727)

[参考] 測定孔の設置について (JIS Z 8808)

設置場所：煙道が直線状で、太さに変化のない場所に設置してください。

形状：内径が $10\sim 15\text{cm}$ 程度のもので、測定時以外は適当なふたで密閉しておけるものにしてください。

※下図の例を参考にしてください。



※煙道の断面積が 0.25m^2 を超える円形断面の場合は、直交する直径線上に2箇所の測定孔を設置してください。

4 規制基準の遵守等（条例第50条、第60条、規則第31条、別表第4）

廃棄物焼却炉には、「排出基準」と「構造基準・維持管理基準」が適用されます。排出基準に適合しない場合や、改善命令等に従わない場合は、罰則の対象となります。

排出基準違反：6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

改善命令等違反：1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

(1) 排出基準（条例施行規則第31条、別表第4第1号～3号）

以下の4項目に排出基準が定められています。

表3 排出基準^{※1}一覧表

項目	新設 ^{※2}	既設 ^{※2}	備考
ばいじん (g/m ³ N)	0.15	0.25 ^{※3}	焼却能力が30kg/h以上、火格子及び火床面積0.3m ² 以上、あるいは燃焼室容積0.42m ³ 以上の施設 ^{※4}
塩化水素 (mg/m ³ N)	500	500	焼却能力が30kg/h以上、火格子及び火床面積0.3m ² 以上、あるいは燃焼室容積0.42m ³ 以上の施設 ^{※4}
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	5	10	焼却能力が100kg/h以上、火格子及び火床面積1m ² 以上、あるいは燃焼室容積1.4m ³ 以上の施設 ^{※4}
硫黄酸化物 (m ³ N/時) <K値規制>	$K \times 10^{-3} \times He^2$	$K \times 10^{-3} \times He^2$	焼却能力が30kg/h以上、火格子及び火床面積0.3m ² 以上、あるいは燃焼室容積0.42m ³ 以上の施設 ^{※4} 施設ごとに許容限度を算出する

※1 ばいじん、塩化水素の濃度については、標準酸素濃度12%換算値

※2 埼玉県公害防止条例対象の「小型焼却炉」については、平成11年4月1日前に現に設置していた施設を「既設」、同日以降設置した施設を「新設」と区分します。

※3 埼玉県公害防止条例で規制されていた「再生炉」、「燃焼炉」については、平成17年4月1日から排出基準が強化されています。(0.7g/m³N→0.25g/m³N)

※4 大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の規制対象施設を除きます。(各法令に基づく排出基準が適用されます。)

表4 K値規制における地域ごとのK値について

	K値	該当地域
1	9.0	川口市、草加市、蕨市、戸田市、八潮市、三郷市
2	14.5	川越市、さいたま市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、越谷市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、蓮田市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、宮代町、杉戸町、松伏町
3	17.5	1及び2に掲げる地域以外の地域



(2) 構造基準・維持管理基準（条例施行規則第31条、規則別表第4第4号の表、第5号の表）

○ 1つの事業所内に**複数の条例対象廃棄物焼却炉**を設置している場合は、その施設の**規模（焼却能力、火格子・火床面積、燃焼室容積）を合算した区分の基準が適用されます。**

○ 生活環境保全条例の**施行日（平成14年4月1日）前に現に設置されていた次の施設**については**構造基準及び維持管理基準の適用は当分の間猶予**されます。

＜基準の適用が猶予される施設（H14.4.1に現に設置されていた以下の施設）＞

- ① 埼玉県公害防止条例で規制されていた「再生炉」、「燃焼炉」
- ② 焼却能力200kg/時以上又は火格子面積2㎡以上の金属回収炉

ア 焼却能力が1時間当たり100kg以上の廃棄物焼却炉（火格子及び火床面積 1㎡、燃焼室容積1.4m³以上）（エを除く。）

構 造 基 準	維 持 管 理 基 準
<p>① 次の要件に該当する燃焼室</p> <ul style="list-style-type: none"> イ) 燃焼ガスが800℃以上で焼却できるもの ロ) 燃焼ガスが、800℃以上の状態で2秒以上滞留できるもの (新設施設のみ適用) ハ) 外気と遮断されたもの <p>ニ) 燃焼ガスを速やかに800℃以上にし、これを保つための助燃装置を備えたもの</p> <p>ホ) 燃焼に必要な空気量を調節できる空気供給装置を備えたもの</p> <p>② 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物等を燃焼室に投入できるものであること(ガス化燃焼方式等、構造上やむを得ないと認められる場合を除く)</p> <p>③ 集じん器流入ガスの温度を200℃以下に冷却できる冷却設備</p> <p>④ ばいじんの除去を高度に行うための機能を有するばい煙処理設備</p> <p>⑤ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留できる灰出し設備と貯留設備</p> <p>⑥ ばいじん又は焼却灰が飛散流出しない構造の灰出し設備</p> <p>⑦ 燃焼ガス及び集じん器流入ガスの温度並びに排出ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、記録する装置</p>	<p>① 燃焼室内の燃焼ガス温度を800℃以上に保つこと</p> <p>② 廃棄物等の燃焼室への投入を外気と遮断された状態で定量ずつ行うこと(ガス化燃焼方式等、構造上やむを得ないと認められる場合を除く)</p> <p>③ 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること</p> <p>④ 運転開始時に、助燃装置を作動させること等により炉温を速やかに上昇させること</p> <p>⑤ 運転停止時は、助燃装置を作動させること等により炉温を高温に保ち、完全に廃棄物等を燃焼し尽くすこと</p> <p>⑥ 集じん器流入ガスの温度を200℃以下に冷却すること</p> <p>⑦ 冷却設備及びばい煙処理設備にたい積したばいじんを除去すること</p> <p>⑧ ばいじんを焼却灰と分離排出し、貯留すること</p> <p>⑨ 排出ガス中の一酸化炭素濃度を100ppm以下とすること</p> <p>⑩ 燃焼ガス及び集じん器流入ガスの温度並びに排出ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定、記録すること</p>

イ 焼却能力が1時間当たり30kg以上100kg未満の廃棄物焼却炉（火格子及び火床面積0.3㎡、燃焼室容積0.42m³以上）（ア、エを除く）

構造基準	維持管理基準
① 次の要件に該当する燃焼室 ㊶) 燃焼ガスが800℃以上で焼却できるもの ㊷) 外気と遮断されたもの ㊸) 燃焼ガスを速やかに800℃以上にし、これを保つための助燃装置を備えたもの ㊹) 燃焼に必要な空気量を調節できる空気供給装置を備えたもの ② 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物等を燃焼室に投入できるものであること（ガス化燃焼方式等、構造上やむを得ないと認められる場合を除く） ③ ばいじんの除去を行うための機能を有するばい煙処理設備 ④ ばいじん又は焼却灰が飛散流出しない構造の灰出し設備 ⑤ 燃焼ガスの温度を連続的に測定するための装置	① 燃焼ガス温度を800℃以上に保つこと ② 廃棄物等の燃焼室への投入を外気と遮断された状態で定量ずつ行うこと（ガス化燃焼方式等、構造上やむを得ないと認められる場合を除く） ③ 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること ④ 運転開始時に、助燃装置を作動させること等により炉温を速やかに上昇させること ⑤ 運転停止時は、助燃装置を作動させること等により炉温を高温に保ち、廃棄物等を完全に燃焼させてから停止すること ⑥ ばい煙処理設備にたい積したばいじんを除去すること ⑦ 燃焼ガス温度を連続的に測定、1時間に1回以上記録すること

ウ 焼却能力が1時間当たり30kg未満の廃棄物焼却炉

（ア、イ及びエを除くすべての施設、平成14年12月1日施行）

構造基準	維持管理基準
① 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼ガスが800℃以上で焼却できるもの ② 燃焼に必要な空気の通風が行われるもの ③ 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物等を燃焼室に投入できるものであること（ガス化燃焼方式等、構造上やむを得ないと認められる場合を除く） ④ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置 ⑤ 燃焼ガスの温度を測定するための装置	① 燃焼ガス温度を800℃以上に保つこと ② 廃棄物等の燃焼室への投入を外気と遮断された状態で定量ずつ行うこと（ガス化燃焼方式等、構造上やむを得ないと認められる場合を除く） ③ 運転停止時は、助燃装置を作動させること等により炉温を高温に保ち、廃棄物等を完全に燃焼させてから停止すること ④ 燃焼ガス温度を1時間に1回以上測定し、記録すること

エ ガス化改質方式の廃棄物焼却炉（廃棄物等をガス化し、得られたガスを改質して一酸化炭素、水素等の燃料等を得る方式の施設）

ガス化改質方式の廃棄物焼却炉には通常の廃棄物焼却炉とは異なる基準が定められています。

注) これらの内容は条例で定める構造基準・維持管理基準を要約したものです。詳細は規則別表第4を参照してください。

◎届出書の概要

届出の種類	届出書の様式・添付書類	注意事項
設置届出 (使用届出)	<p><input type="checkbox"/>様式第7号 指定ばい煙発生施設設置 (使用・変更)届出書</p> <p><input type="checkbox"/>別紙1：指定ばい煙発生施設の構造</p> <p><input type="checkbox"/>別紙2：指定ばい煙発生施設の使用 の方法 <input type="checkbox"/>使用燃料の成分表</p> <p><input type="checkbox"/>別紙3：指定ばい煙の処理の方法</p> <p><input type="checkbox"/>ばい煙の排出の方法を説明する書類 <input type="checkbox"/>別紙1～3に記入されている数値 の根拠となる計算書</p> <p><input type="checkbox"/>指定ばい煙発生施設並びに当該指定 ばい煙発生施設において発生するば い煙を処理するための施設及びこれ に付随する施設の配置図 <input type="checkbox"/>焼却炉の構造概要図（主要寸法を 記入） <input type="checkbox"/>バーナー、ブロアー、温度計の仕 様書等 <input type="checkbox"/>二重扉の構造図 <input type="checkbox"/>ばい煙処理施設の構造とその主要 寸法を記入した概要図 <input type="checkbox"/>灰出し装置等の構造図 <input type="checkbox"/>処理能力の根拠を示す書類</p> <p><input type="checkbox"/>ばい煙の発生及び処理に係る操業の 系統の概要を説明する書類 <input type="checkbox"/>煙道に設けられている排出ガス測定 孔の位置図 <input type="checkbox"/>緊急連絡用の電話番号その他緊急時 における連絡方法を記載した書類 <input type="checkbox"/>工場又は事業場までの案内略図</p>	<p>○届出者欄には法人にあっては本社住所、代表者 名の記入を、個人にあっては住所、氏名の記入を すること。 ○廃棄物処理法に基づく許可申請が必要か確認す ること。</p> <p>○規模の欄には焼却能力、火格子面積、燃焼室容 積について記載すること。 ○火格子面積、容積等は図面から計算できること。 ○焼却能力は別途計算書を添付すること。</p> <p>○燃やすものは、原材料の種類欄にすべて記載 すること。 ○燃料の発熱量、硫黄分等は燃料の成分表の値を 記載すること。</p> <p>○焼却能力30kg/h以上100kg/h未満の焼却炉につ いてはサイクロン又はスクラバー以上の集じん 能力がある施設を設置すること。なお、サイクロ ンは遠心力集じん装置のうち、接線流入式反転 形、軸流反転形の形式以上のものであること。重 力集じん装置や慣性力集じん装置のみの設置は 認められない。 ○焼却能力100kg/h以上の焼却炉についてはバグ フィルター又は電気集じん機を設置すること。</p> <p>○焼却室内寸、煙突の高さ、排出口径が記入され ていること（火床面積、燃焼室容積が確認でき ること）。 ○構造基準に適合していること。 ○バーナー、ブロアー、温度計の位置がわかるこ と。適切な場所に設置されていること。 ○ばい煙測定孔の位置を明記し、ばい煙処理施設 の構造仕様書、処理系統図等を添付すること。</p> <p>○事業所の概要、製造工程、工場配置図、焼却灰 の処理の方法の記載した書類を添付すること。</p>

◎ 野外焼却について

(1) 野外焼却等の禁止（条例第61条）

生活環境保全条例の規定により、廃棄物や油、樹脂等が付着している金属を適正な焼却炉を使用しないで焼却することは禁止されています。野外焼却等の禁止に違反した場合は、焼却停止勧告及び命令の対象となり、命令に従わない場合は罰則の対象となります。

焼却停止命令違反：50万円以下の罰金

ただし、公益上、社会の慣習上やむを得ないもの等については適用が除外されています。

適用が除外される野外焼却（条例規則第46条）

- ・ 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却
- ・ 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却
- ・ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却
- ・ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- ・ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの

(2) 適正な焼却炉の構造（条例規則第44条）

- ・ 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼ガスが800℃以上の状態で廃棄物等を焼却できるもの
- ・ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるもの
- ・ 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物等を燃焼室に投入できるもの
- ・ 燃焼ガスの温度を測定するための装置が設置されているもの
- ・ 燃焼ガスの温度を保つための助燃装置が設置されているもの

◆ 問合せ先

(1) 県環境部大気環境課（048-830-3058）又は各環境管理事務所

環境管理事務所	所在地	電話番号
中央環境管理事務所	さいたま市浦和区北浦和 5-6-5（浦和合同庁舎）	048-822-5199
西部環境管理事務所	川越市新宿町1-17-17（ウェスタ川越公共施設棟）	049-244-1250
東松山環境管理事務所	東松山市六軒町 5-1（東松山地方庁舎）	0493-23-4050
秩父環境管理事務所	秩父市東町 29-20（秩父地方庁舎）	0494-23-1511
北部環境管理事務所	熊谷市末広 3-9-1（熊谷地方庁舎）	048-523-2800
越谷環境管理事務所	越谷市越ヶ谷 4-2-82（越谷合同庁舎）	048-966-2311
東部環境管理事務所	北葛飾郡杉戸町清地 5-4-10	0480-34-4011

(2) 市

市及び担当名	所在地	電話番号	備考
さいたま市 環境対策課	さいたま市浦和区常盤6-4-4	048-829-1330	
川越市 環境対策課	川越市元町 1-3-1	049-224-8811(代表)	
川口市 環境保全課	川口市朝日4-21-33朝日環境センター内	048-228-5389	
所沢市 環境対策課	所沢市並木 1-1-1	04-2998-9230	
越谷市 環境政策課	越谷市越ヶ谷 4-2-1	048-963-9186	
熊谷市 環境政策課	熊谷市江南中央1-1	048-536-1521(代表)	(注)
春日部市 環境政策課	春日部市中央 6-2	048-736-1111(代表)	(注)
上尾市 生活環境課	上尾市本町 3-1-1	048-775-6940	(注)
草加市 環境課	草加市高砂 1-1-1	048-922-0151(代表)	(注)
久喜市環境課環境保全係	久喜市菖蒲町新堀38	0480-85-1111(代表)	(注)

(注) 事業場に係る事務を行います。（以下同じ）